

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年5月20日～2021年5月26日)

令和3年(2021年)5月28日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>モラヴィエツキ首相とクツ・ルーマニア首相との電話会談 米国によるノルド・ストリーム2制裁見送り決定を巡るシュテルスキ大統領府副大臣の発言 NATO加盟国の艦艇、シチェンに集結 ベラルーシにおける民間航空機の強制着陸と反体制派記者の拘束に関する外務省声明 ドゥダ大統領とエルドアン・トルコ大統領の会談 ブワシュチャク国防相、トルコ製ドローン調達契約合意書に署名 20隻のNATO加盟国艦艇がグダンスク湾へ モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席 トルコとの軍事協力強化 ベラルーシ航空機のポーランド領空飛行禁止措置の発表 ドゥダ大統領のジョージア訪問</p>								お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<p>治安等</p> <p>6月1日から適応される新たな道路交通規則 国家警察本部が昨年起きた未成年の失踪件数を公表 当地のサイバー犯罪に関する報道</p>								
<p>経済</p> <p>EUのCO2排出量削減目標に関する議論 金利上昇の見通し 鋳工業生産の記録的上昇 4月の失業率 3年以内の実用化を目指す貨物用自律型ドローン ヴロツワフのペロブスカイト電池工場 ポーランド、石炭焚きボイラーへの補助金を廃止へ トルーフ鋳山の採掘を巡る動向 エネルギー部門(石炭)の改革プログラムに関するパブリックコメントの開始 米国原子力企業のポーランドにおける投資</p>								
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>								

モラヴィエツキ首相とクツ・ルーマニア首相との電話
会談【20日】

20日、モラヴィエツキ首相は、クツ・ルーマニア首相と電話で会談し、二国間関係、地域協力、安全保障、国際情勢、EUの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策について議論した。二国間関係について、両首相は、本年10月に予定されている両国の政府間協議について言及した。また、両首相は、地域協力に関して、三海域イニシアティブ(3SI)の重要性を強調し、7月にブルガリア・ソフィアで開催予定の3SI首脳会合も議論した。さらに、安全保障について、両首相は、NATOのみならず、ブカレスト・ナイン(B9)のような地域フォーマットでも緊密に協力していくことを確認した。両首相は、24日に開催される欧州理事会の議題についても議論し、EUの気候政策においては、EUがエネルギー転換にコストがかかる国に適切な支援を行う必要性を指摘した。

米国によるノルド・ストリーム2制裁見送り決定を巡る
シュテルスキ大統領府副大臣の発言【20日】

20日、シュテルスキ大統領府副大臣は、米政権がノルド・ストリーム2(NS2)運営企業に対する制裁見送りの決定したことを受け、ポーランドは、NS2制裁の緩和が同プロジェクトの変更を可能とする対話に繋がるとの米国の希望を共有していないと述べ、一貫性の欠如は、NS2の将来に影響を与える可能性を低減させるものであると強調した。同副大臣は、長期的に見れば、NS2プロジェクトの完成は、欧州にとっても、トランスアトランティック関係にとっても有害であり、今ならまだ止められるであろう広範囲に及ぶ結果をもたらすものであると確信していると述べた。

NATO加盟国の艦艇、シチェンに集結【21日】

21日、NATO即時対応部隊(IRF)のSNMCMG(常設NATO対機雷部隊)がシチェンに寄港し、次のバルト海地域での任務に備えた。寄港した艦艇は、ベルギー海軍のBNS GODETIAの他5隻の機雷掃海艇、英国海軍のHMS PEMBROKE及びエストニア海軍のENS UGANDIである。これらの艦艇は、ヴィテルス・ノルウェー軍指揮官により率いられている。同艦艇は、21日から24日、同地に停泊した。

ベラルーシにおける民間航空機の強制着陸と反体制
派記者の拘束に関する外務省声明【23日】

23日、外務省は、ライアンエア社の民間航空機がベラルーシ・ミンスクに緊急着陸し、同国当局により反体制派記者が拘束された事案に関する声明を発出した。同声明は、本事案を国家テロリズムの特徴を有するものであると非難し、ベラルーシ当局に

し国際社会が断固とした対応をとることを求めている。また、同日、プシダチ外務次官は、駐ポーランド・ベラルーシ臨時代理大使を外務省に召還し、本事案に関して強く抗議した。

同日、モラヴィエツキ首相は、本事案に関してツイートし、民間航空機のハイジャックは国家テロリズムの行為であり、ベラルーシ当局による行動を最も強い言葉で非難すると強調した。また、24日の欧州理事会議において、ルカシェンコ政権に対する制裁についても議論するようミシェル欧州理事会議長に対して要請したことを明らかにした。

ドウダ大統領とエルドアン・トルコ大統領の会談【24
日】

24日、トルコ・アンカラを訪問中のドウダ大統領は、エルドアン・トルコ大統領と会談を行った。ドウダ大統領は、会談後の記者会見において、両国が共通の目標を共有し、NATOで協力していることを嬉しく思うと述べ、エルドアン大統領は、ポーランドとトルコをNATOの「モデルパートナー」であるとし、両国はNATO軍が駐留する地域の安全に大きく貢献していると強調した。ドウダ大統領は、ポーランドがトルコの偵察・攻撃用無人航空機(UAV)を2億7,000万ドルで購入することで合意したと明らかにした。また、同大統領は、両国が国防産業における特定秘密情報相互保護に関する合意文書に署名したことにも言及した。エルドアン大統領は、ポーランドはトルコの無人機を購入した最初の国であると述べ、ポーランドへの関連技術の提供についても確約した。ドウダ大統領は、エルドアン大統領との会談が6月14日のNATO首脳会合に先立って行われたことを指摘し、同会談では黒海地域の安全保障や、ウクライナ、シリア、リビアの情勢なども話題になったと述べた。

ブワシュチャク国防相、トルコ製ドローン調達契約合
意書に署名【24日】

24日、トルコを訪問したブワシュチャク国防相は、トルコとの間でトルコ製ドローン24機(バイラクターB2)の調達契約合意書に署名した。同合意書には、補給整備及び訓練パッケージのほか、移動式統制装置(Mobile control station)、合成開口(SAR)レーダー、シミュレーター及び予備部品が含まれている。また、同合意書には、レーザー誘導MAM-L及びMAM-Cミサイルの納入も含まれており、これにより作戦目的に従った全領域の戦術任務に対応することが可能となる。補給整備及び訓練パッケージについては、24か月間が保証対象期間とされ、特にエンジン、地上統制装置及びカメラの修理を可能とする技術移転も含まれている。同機は、MALE級の戦

術無人航空機(UAV)であり、偵察・警戒任務及び翼部分に4か所に装備可能な誘導ミサイルを運用した戦闘任務を行う能力を有する。また、同機は、全自動で離着陸及び飛行が可能である。なお、同機は、2022年から納入が開始され、2024年までに全機が納入される予定である。

20隻のNATO加盟国艦艇がグダンスク湾へ【24日】

24日、Solidarna Belona 演習の開始に伴い、ポーランド、ドイツ、英国、オランダ、ベルギー及びエストニア所属の艦艇がグダンスク湾に集結した。同演習は、28日まで行われる。

モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【24日及び25日】

25日及び26日、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルで開催された欧州理事会に出席した。同会合では、ベラルーシにおける民間航空機の強制着陸及び反体制派記者の拘束事案を受けて、ベラルーシの航空会社に対するEU空域での飛行禁止及び空港へのアクセス制限を含む制裁措置を決定した。EU首脳は、COVID証明書、対ロシア関係、対英国関係、気候政策等についても議論した。また、モラヴィエツキ首相は、バビシュ・チェコ首相と会談し、両国間の懸案事項となっているトゥルフ(Turow)褐炭鉱山の問題について議論した。

トルコとの軍事協力強化【25日】

25日、ブワシュチャク国防相は、アカル・トルコ国防相と会談を行い、二国間関係における軍事協力、同盟国の枠組みでの協力及びNATO南方地域の安全保障態勢の更なる強化について議論を行った。会談後、ブワシュチャク国防相は、インタビューに答え、「現在、ポーランド兵士がトルコにおいて、NATO任務に従事しており、次は、トルコ空軍のF-16戦闘

機(4機)がマルボルクに展開することを確信している」と述べた。また、同国防相は、両国だけでなく、NATOとして脅威を共有しており、両国は、これに対応するための最適解を見つけ出そうとしているとして、国防産業における特定秘密情報相互保護に関する合意文書に署名した。

ベラルーシ航空機のポーランド領空飛行禁止措置の発表【26日】

26日、ポーランド政府は、ベラルーシにおける民間航空機の強制着陸事案に対するEUの制裁の一環として、ベラルーシ航空機によるポーランド領空の飛行禁止措置を発表した。同措置は、27日から有効となる。

また、本決定に先立ち、25日、ポーランド航空(LOT)は、制裁措置の一環としてベラルーシへの全フライトを停止し、また、ベラルーシの領空を通過するフライトのルートを変更したことを発表した。

ドゥダ大統領のジョージア訪問【26日】

26日、ジョージアを訪問したドゥダ大統領は、ジョージアの独立30周年記念式典に出席し、ポーランドは今後も信頼できる同盟国であり続け、ジョージアのEU及びNATO加盟を推進していくことを確約すると述べた。また、同大統領は、ロシアの攻撃的な政策について言及し、我々の団結と連帯は、いかなる帝国の行進にも対抗しなければならないと強調した。その後、ジョージアと南オセチアの境界線上にあるEU観測ミッションを訪問した同大統領は、ロシアの攻撃的で帝國的な政策は、人々の発展の選択肢や通常の生活を奪い、国の破壊や人々が死傷する戦争につながるものであり、国際社会が容認することのできない政策であると述べ、ロシアは国際的に断固とした対応が求められる「侵略者」であると強調した。

治 安 等

6月1日から適応される新たな道路交通規則【5月25日】

国家警察本部は、6月1日から適応される交通規則をHP上に掲載した。同日以降、自動車などの運転手は、横断歩道に進入する際、歩行者を優先させる義務を負うことになる。他方、歩行者は、携帯電話などの電子機器を利用しながら道路などを横断することが禁止される。また、市街地における車両の制限速度が、時間帯を問わず時速50kmに統一されるほか、自動車専用道路などにおける車間距離は、走行速度の数値を半減させた距離(メートル)をとることになる(例えば、時速100kmの場合、50メートルの車間距離が必要)。なお、車両を追い越す場合、上記規定は適用されないという。

国家警察本部が昨年起きた未成年の失踪件数を公表【5月25日】

国家警察本部は、世界失踪児童の日である5月25日に際し、2020年に当地において報告された18歳未満の失踪事件が2,016件であったことを公表した。このうち、552件は13歳未満の児童に関するものであったという。同本部によると、子供が失踪する理由の大部分は、家族や学校、思春期などの問題について、適切に子供と向き合わないことであり、誘拐などの犯罪被害に関するものはほとんどないという。

当地のサイバー犯罪に関する報道【5月27日】

ジェチポスポリタ紙は、この数か月、ポーランドの機関や企業に対するサイバー攻撃が週平均で約500回行われていると報じ、そのうちの約75%は、メールによるマルウェアの送付であり、サイバー犯罪者はユーザー自身が最大の弱点であると認識していると指摘した。また、同紙によると、ポーランドで発生するランサムウェア(いわゆる身代金要求型ウイルス)による攻撃は週平均5回であり、他国よりも比較的高い割合で発生しているという(チェコは2回、ギリ

シャは0.1回)。このほか、IEの脆弱性を悪用したエクスプロイトキット(サイバー犯罪者がPCやデバイスの脆弱性を悪用する際に用いるハッキングツール)が、深刻な脅威として出現し始めているとのことである。専門家は、サイバー犯罪から身を守るためには、定期的なアップデートやセキュリティ・チェックを行うだけでなく、包括的な脅威防止戦略を策定・実施する必要があると指摘した。

経 済

経済政策

EUのCO2排出量削減目標に関する議論【26日】

2020年12月、モラヴィエツキ首相は2030年までにCO2排出量を55%削減するというEUの目標に合意した。目標値の引き上げは追加費用を要するため、ポーランドはできる限り自国にとって好ましい状況を確認すべく努力している。欧州委員会は、貧しい国々も気候政策の負担を負う必要があるとしており、7月中旬に詳細な法案を提示する予定である。ポーランドが特に熱心に訴えているのは、各国別のCO2排出量削減目標について、単に各国の一人当

たりGDPに基づいて決定するという点である。同基準は現行制度でも重視されているが、費用効果等のその他の指標によって最終的な排出量削減目標が調整されている。例えば、CO2排出量を1トン減らすのはフランスよりもブルガリアで行った方が安価となる。フォン・デア・ライエン欧州委員長は、このようなモデルは維持されるべきと強調しており、また、オランダなどはポーランドの提案に反対している。この結果、欧州理事会特別会合の結論文書には詳細が含まれず、一般的な記述に留まった。

マクロ経済動向・統計

金利上昇の見通し【25日】

過去数週間の間、ポーランドの金融市場では新展開が見られている。最近まで、金利上昇を予期する者はほとんど居なかったが、このシナリオが可能性を帯びてきた。国債の利回りが上昇しており、例えば10年債では1.14%から1.6%、5年債では0.9%から1.4%、2年債では0.1%から0.23%に上昇している。一見するとわずかな変化に見えるが、市場の地合いは変化してきており、金融政策委員会も最早無視できない状況になってきている。金利引き上げがいつ行われるかは不明であるが、市場はそれを見越しており、3年以内には政策金利は新型コロナウイルス感染症以前の1.5%程度まで戻るとの見方もある。

鉱工業生産の記録的上昇【25日】

中央統計局(GUS)によれば、4月の鉱工業生産は対前年同月比44.5%増と記録的な伸びを示した。また、同月の小売販売は対前年同月比21.1%増となった。特に、例えば自動車(370%)、家具(125%)、電化製品(111%)等で大きく生産が増加した。

4月の失業率【26日】

中央統計局(GUS)によれば、4月の失業率は6.3%(対前月比0.1%減)で、4月末時点の登録済み失業者数は105万3,800人となった(3月末時点では107万8,400人)。

ポーランド産業動向

3年以内の実用化を目指す貨物用自律型ドローン【24日】

欧州航空安全機関(EASA)は、自律型ドローンプロジェクトの認証プロセスを開始し、3年以内に許可を発行したいと考えている。アーバン・エア・モビリティ(UAM)の車両については、まずは貨物(例えば医療提供)、その後、旅客輸送が予定されている。2030年までに欧州のUAM市場は新たな90,000の雇用と42億ユーロの収入が生まれる可能性があり、EUでの調査によると、回答者の83%が当該コンセプトに前向きであり、71%がサービスを試行した

い意向があるとしている。これに関連して、スパルタク社(The Spartaqs company)は、自律型の車両とドローンを生産したいと考えており、100km離れた目的地に100kgまでの荷物を届けることができる輸送用ドローンを製造する。同社はポーランドの複数の空港で世界初のドローン定期運航を設ける考えであり、最初のルートとしてワルシャワ・モドリン(Modlin)ービェルスコ・ビヤワ(Bielsko-Biala)を予定している。

ヴロツワフのペロブスカイト電池工場【24日】

5月21日にサウレ・テクノロジーズ社(Saule Technologies)は世界初の新型ペロブスカイト太陽電池の生産ラインをヴロツワフに立ち上げた。この革新的な太陽電池は、太陽だけでなく、これまで適切なエネルギー源とならなかった人工的な光からもエネルギーを発生することができる。ペロブスカイト電池は、薄くて軽量で柔らかく、部分的に透明で様々な色を着けられる。特に重要なのは、同電池が、室内

温度において、印刷技術を利用して低コストで比較的簡単に生産できる点である。値札、建物のファサード、衛星、車、トラックの防水シート、帆、テント、衣服、タブレット、ノートパソコンなど様々な物の表面で利用できる。当該電池は太陽電池開発の試金石となり、従来のシリコン電池の代わりになることが期待されている。

エネルギー・環境

ポーランド、石炭焚きボイラーへの補助金を廃止へ【21日】

クルティカ気候・環境大臣は、来年から石炭焚きの暖房器具を購入した場合、政府の「クリーン・エア・プログラム」による補助金を受けることができなくなると発表した。2018年に開始された同プログラムは、住宅の断熱に補助金を出し、家の所有者が低排出エネルギー源に切り替えることを奨励している。他方、旧世代の石炭焚きボイラーをより近代的なものに交換することが認められていた。同大臣は、これまで約15%が石炭焚きボイラーを導入して補助金を受益しているが、暖房用石炭の使用を禁止する地方自治体も増えており、同プログラムでもガス焚きボイラーの導入申請が50%と最も人気があると指摘した。

トルーフ鉱山の採掘を巡る動向【23日～25日】

2021年2月、チェコ政府は、チェコとドイツ国境付近に位置するトルーフ(Turow)褐炭鉱山の露天掘りが地下水へ悪影響を及ぼすことなどを理由として、欧州司法裁判所(ECJ)にポーランドを提訴していた。5月21日、ECJはチェコの要請に応じ、ポーランドに対し、暫定措置として同鉱山での石炭採掘を直ちに停止するよう命令し、これを受け両国は25日に首脳会談を開催した。ポーランド側は、地下水の環境保護を目的として4,000万～4,500万ユーロを支払うことを条件にECJへの提訴の取下げを要求する一方、チェコ側は二国間協定が成立し支払手続きが終了した後に提訴を取り下げると主張した。

モラヴィエツキ首相は、ECJの決定は不公平であり、国のエネルギー安全保障を維持するためにポーランド政府は対抗すると述べ、「ポーランド国民の生命と健康を脅かさないような方法で」全ての問題を解決させたいという希望を表明した。サン国有財産大臣は、トルーフ褐炭鉱山の操業停止はポーランド経済とエネルギー産業に悲惨な影響を与える可能性があるため、受け入れられないと強調した。

エネルギー部門(石炭)の改革プログラムに関するパブリックコメントの開始【25日】

国有財産省は、エネルギー部門(石炭)の改革プログラムの草案を発表し、パブリックコメントを開始した(6月28日まで)。主な内容は、国営電力会社(PGE、Enea、Tauron)が所有する石炭火力発電所と褐炭鉱山を分離し、国家エネルギー安全保障庁(NABE)に譲渡することで、その株式の100%は国庫に帰属するというものである。この手続きは、2022年第2四半期末に完了する予定で、統合された石炭資産はPGE GiEK社が運営することとなる。さらに、2021年7月より、石炭火力発電所の段階的な廃止を可能にする新しい仕組みが導入される予定である。一方、インストラット財団(シンクタンク)は、半年前から業界が待ち望んでいた計画には、廃炭の時期、資金調達方法、債務分割などの具体的な内容が含まれていないと訴えている。

米国原子力企業のポーランドにおける投資【26日】

原子力エネルギーを取り扱っている米国のウェスティングハウス・エレクトリック社は、ポーランドにおける次の投資として、クラクフのグローバルシェアサービスセンター(the Global Shared Services Center)を予定していると5月20日に発表した。同社は原子力発電所向けの製品や技術を供給しており、この市場におけるリーダーの1社である。2021年8月には、Zabłocie Business Parkにおいてポーランド初となる当該施設をオープンする予定であり、同センターは、様々な高い専門性をもつ150名ほどの従業員を雇い、同社のグローバルな組織を支援することとしている。同社のパトリック・フラグマン社長兼CEOは「当社には、原子力技術にかかる地方への投資を通じて、ポーランドのエネルギー目標達成に向けて支援できるあらゆるリソースがある」と述べた。

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。同5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005（受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00）

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)